

令和 2 事業年度業務実績等報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B				
1 農業信用保険業務	B	A	B			第1-1	P 1
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B	A	B			第1-1-(1)	P 2
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B	A	B			第1-1-(2)	P 4
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	A	A			第1-1-(3)	P 7
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	A	A			第1-1-(4)	P10
(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B			第1-1-(5)	P12
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B			第1-1-(6)	P14
2 林業信用保証業務	B	B	B			第1-2	P16
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	A	B			第1-2-(1)	P17
(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B	B	B			第1-2-(2)	P19
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B			第1-2-(3)	P21
(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B			第1-2-(4)	P23
(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B			第1-2-(5)	P24
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B			第1-2-(6)	P26
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B			第1-2-(7)	P27
3 漁業信用保険業務	B	B	A			第1-3	P29
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B	B	A			第1-3-(1)	P30
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A			第1-3-(2)	P32
(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A			第1-3-(3)	P35
(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B			第1-3-(4)	P37
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B			第1-3-(5)	P39
4 農業保険関係業務	B	B	B			第1-4	P41
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B			第1-4-(1)	P42
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B			第1-4-(2)	P43
5 漁業災害補償関係業務	B	B	A			第1-5	P44
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B			第1-5-(1)	P45
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	-	-	A			第1-5-(2)	P46

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B				
1 事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）	B	B	B			第2-1	P48
2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B			第2-2	P50
3 調達方式の適正化	B	B	B			第2-3	P52
4 電子化の推進	B	B	B			第2-4	P55
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B				
1 財務運営の適正化	B	B	B			第3-1	P56
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B			第3-2	P58
3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B			第3-3	P61
4 長期借入金の条件	-	-	-			第3-4	P62
5 短期借入金の限度額	-	-	B			第3-5	P63
6 不要財産の処分に関する計画	-	-	B			第3-6	P64
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-	-			第3-7	P65
8 剰余金の使途	-	-	-			第3-8	P66
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B				
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-			第4-1	P67
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B			第4-2	P68
3 積立金の処分に関する事項	B	B	B			第4-3	P71
4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B			第4-4	
(1) ガバナンスの高度化	B	B	B			第4-4-(1)	P72
(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B			第4-4-(2)	P75
別紙	1. 令和2事業年度予算及び決算		2. 令和2事業年度収支計画及び実績				
	3. 令和2事業年度資金計画及び実績		令和2事業年度業務収支				

（注）評価は、「第2-1 事業の効率化」「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。「第2-1 事業の効率化」「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1-1-(1)参照)	予 算 額 (千 円)	27,216,555	25,905,763	26,421,390		
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-1-(2)参照)		21,652,333	21,755,048	21,563,897		
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-1-(3)参照)		3,219,733	3,270,132	8,025,262		
(4) 求償権の管理・回収の取組	(第1-1-(4)参照)		2,804,602	3,156,208	△3,080,202		
(5) 利用者のニーズの反映等	(第1-1-(5)参照)		△2,764,435	3,270,175	8,026,770		
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-1-(6)参照)		※110	※108	※110		
			※期首の全体数				

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1)参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2)参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	同左	評価：B 2項目についてA、4項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-1(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	のべ252機関 期中増19機関	のべ267機関 期中増17機関	のべ272機関 期中増7機関	のべ275機関 期中増5機関			
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回			
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	年20回以上	16回	30回	14回	2回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：年20回以上 <p><評価の視点> 農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、2の融資機関等への説明を実施したほか、農業団体等関係機関への説明を5回実施し、幅広く意見交換を行った。 ・ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、6月及び10月に各基金協会の融資機関に対する訪問等の活動予定を把握したものの、結果的に、直接融資機関へ訪問し説明することができなかったが、融資機関からの照会に対し、説明資料を作成・送付し対応する等農業融資・保証への理解に努めた。 ○ コロナ禍において、基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう信用基金のウェブ会議システムを活用した融資機関への説明会等の実施に向けて準備を行った。 ○ 保険事故事例を分析した「カルテ」を活用した基金協会との勉強会（ウェブ開催）を実施し、その際、現場における課題・問題等幅広い情報交換 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>コロナ禍において、基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進を図るため、基金協会の取り組み予定を把握し、融資機関等に対して制度の説明を行ったほか、基金協会に対して勉強会を実施し、幅広い情報交換を行うとともに、普及推進等の活動に対する助成を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>

<p>等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数(平成28年度末までの実績：のべ234機関) ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(意見交換回数等) <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになってきていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。 	<p>等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数 	<p>等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施 	<p>業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか</p>	<p>を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の取組に加え、基金協会の創意工夫による活動を促進するため各基金協会に対して助成を行った。 ○ 保証契約の締結状況については、2年度には、5基金協会において、新たに5融資機関と保証契約を締結したところ。(令和2年度末時点でのべ275融資機関と契約。) 	
--	---	--	---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	
	農業経営維持資金	－	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	
農業施設資金		－	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	
農業運転資金		－	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	
農家経済安定施設資金		－	年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	
農家生活改善資金		－	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	

（注）上記のほか、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実 	<p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）に</p>	<p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（青年等就農資金及び農業改良資金を除く。）並び</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 適切な水準の保険料率の設定</p> <p>○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。</p> <p>i) 令和2年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検及び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の料率体系については、信用基金が令和2年4月に導入した信用リスクに応じた保険料率を踏まえた基金協会の保証料率改定状況を調査し、制度全体の安定性の観点から、現行保険料率で据え置くことが適当であると考えられる。 公庫転貸資金の大宗を占めるスーパーL資金は農業近代化資金より事故率が高く、青年等就農資金も相当事故率が高いことから、今後事故率の状況によっては、必要に応じて、独立した区分の保険料率を設定すること 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>保険料率算定委員会等において、保険料率が適当か点検を行った。また、信用リスクに応じた保証・保険料率について、令和2年4月から着実に実施したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>

<p>施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。</p> <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスク評価の精緻化に 	<p>よる保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。</p> <p>検討に当たっては、取組を開始した平成 27 年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。</p> <p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>に農業経営改善促進資金について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率を試行的に導入する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>		<p>も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人向け住宅ローンの複数段階の保険料率設定に向けた検討については、全国統一保証審査システムの中でリスク計量化モデルが構築されることを待って検討することが適当であると考えられる。 <p>ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和 3 年 3 月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイトにて公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-nou.html</p> <p>イ 信用リスクに応じた保証・保険料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた料率の設定については、農業近代化資金等 3 資金※について、令和 2 年度から導入した。 <p>〔※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く）、並びに農業経営改善促進資金の 3 資金。〕</p> <p>ウ 適切な水準の貸付金利の設定</p> <p>日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に 2 分の 1 を乗じて得た利率を、引き続き適用した。</p>	
--	---	---	--	---	--

<p>よる保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。</p> <p>ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>					
---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829			
今期保険金支払額② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	668	3	60	289			
保険事故率(②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との大口保険引受の事前協議について、令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす案件は事前協議対象外とし、農業者が必要とする運転資金の融通の迅速化を図ったほか、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とした。 また、基金協会との保証要綱等の協議について、①全国統一の融資要綱における最終償還時年齢や貸付上限額等の条件と同一（条件を強化する場合を含む。）、②各保証要綱等の表記の統一、③大勢に影響のない表記の変更等の場合は、協議ではなく通知による処理とし、基金協会の事務負担を軽減することにより、保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制されるよう措置した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議 76件（令和元年度 168件） ・ 大口保険引受案件の事前協議 177件の全件（令和元年度 272件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 4件の全	<自己評価> 評価：A 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を実行に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、基金協会において、事故率の低減に向けた取組として新たに創設した助成事業を活用して、早期延滞解消等のための債務者・融資機関・基金協会の3者協議の実施や個人信用情報機関の信用調査など、より積極的な取組が実施された。 以上のことから、A

<p>要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%）</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下</p>	<p>基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や要管理先以下に分類された案件の期中管理報告を受けることにより状況を把握し、必要に応じて経営改善計画の進捗管理の徹底及び見直し等、農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるとともに、期中管理要領等の見直しが必要と認められるときは、その旨通知することにより保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下</p>		<p>件（令和元年度11件）</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担</p> <p>○ 令和2年12月に業務運営の検証委員会を開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証を行った。その結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分保証やペナルティー方式については、当該制度導入前後の保険引受に係る事故率を比較すると、導入後の事故率(11.6%)は導入前(14.3%)に比べ低率になっており、保険事故の発生の抑制に寄与していると考えられる。 一方、融資機関と保証機関のリスク分担のバランスが欠けていることに起因した大口保険事故事例も見受けられるが、 ① 基金協会が個別に融資機関の理解を得て部分保証の対象資金や、ペナルティー方式の導入の拡大等を行うことは困難と考えられる ② 信用基金が基金協会に対して取組を指導できるものではない <p>ことから、基金協会と協議するとともに、農林水産省に必要な協力を求め、融資機関と保証機関との間で適切な責任分担を図る。</p> <p>○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和3年3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-nou.html</p> <p>○ 部分保証の引受実績は、147件（令和元年度131件）。</p> <p>ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施</p> <p>○ 令和2年7月末までに、保証保険については、28基金協会から、要管理特定事前協議被保証者108者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、7融資機関から、全貸付先15者の直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を行った。この結果、期中管理の改善を求</p>	<p>とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>
--	--	---	--	--	---

				<p>める事案はなかった。</p> <p>○ ウェブ会議等を実施した6基金協会において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。</p> <p>◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保証（保険）事故までの経緯 2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか 3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか <p>等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。</p> <p>また、令和3年2月にはこのカルテを活用したウェブ勉強会を開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。</p> <p>◇ また、令和2年度から実施した新たな助成事業を活用して、基金協会において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人信用情報機関への照会等の信用調査（15協会） ②融資機関同行巡回（17協会） ③早期延滞解消等のための3者協議（24協会） <p>などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。</p>	
--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(4)	農業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	-	2,722	2,395	2,681	1,911			
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回			
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	6回			
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回	1回	0回			
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年3回以上	3回	3回	3回	0回			
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年1回以上	1回	1回	1回	1回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等） 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、コロナ禍を踏まえ、6基金協会とウェブ会議により協議を実施した。 ○ 事業計画における回収納付額が5千万円以上の基金協会に対して内容照会を行い、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 令和2年度の各基金協会の回収納付事業計画額と納付実績額との対比を行い、ウェブ会議等を利用して進捗管理を行った。 ○ 求償権の回収向上に資するため、基金協会向けの研修会を予定していたが、コロナ禍で開催中止。代替措置として、求償権管理回収事例に対する弁護士による法務相談を書面により実施した。 ○ 基金協会の各地区において開催される管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力・促進の依頼を予定していたが、コロナ禍で開催されなかった 	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>コロナ禍の中で所期の目的が達成されるよう努力し、回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。</p> <p>これらに加えて、基金協会に対する新たな助成事業を活用して、回収に向けた法的措置の実施、サービスに対する回収の委託やコンビニ収納サービス、回収専門員の設置などの取組を行い、特に法的措置については38協会が、サービス回収委託については21協会が取組を</p>

			<p>求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか</p>	<p>ため、基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。</p> <p>◇ 上記の取組に加え、令和2年度から新たな助成事業を活用して、</p> <p>①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施（38 協会）</p> <p>②サービサー回収委託（21 協会）</p> <p>③コンビニ収納代行サービス（11 協会）</p> <p>④回収専門員の設置（5 協会）</p> <p>など、各基金協会の求償権の管理・回収の取組強化が行われた。</p>	<p>施するなど、求償権の管理・回収の効率化を図った。これらのことから、Aとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>
--	--	--	--	--	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回			
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回			
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回			
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回			
相談窓口の開設回数	-	-	4回	6回	7回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<主要な業務実績> ○ 基金協会に対して代弁回収に関するサービスの利用実態と基金へのニーズを把握するための調査を1回、基金協会及び融資機関に対して事故率が高い特定資金の融資実態調査を2回（公庫転貸資金、畜産特別資金）、融資機関と保証機関との適正なリスク分担について、今後の取扱いの検討に関する調査を1回、令和2年度から導入した農業者の信用リスクに応じた保険料率に伴う基金協会の保証料率の改定状況調査を1回、計5回行った。 ○ 制度に関する利用者の意識やニーズを把握するため中央畜産会主催の全国会議等において5回意見交換等を行った。 ○ 基金協会の各地区（4地区）ブロック会議、全国常務者会議、全国代表者会議等において15回意見交換を行った。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相	<自己評価> 評定：B 制度に関する調査を通じて利用者のニーズを把握するとともに、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> -

	<p>以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 相談窓口の開設回数 	<p>以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 相談窓口の開設回数 	<p><評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか</p>	<p>談窓口を速やかに開設した（7回）。</p>	
--	--	--	--	--------------------------	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	-	1回	1回	1回			
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%			
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
短期資金貸付審査	月3回(5のつく日)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期</p>	<p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年</p>	<p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>○ 令和元年度の基金協会に対する長期資金の貸付に係る事務ミスを踏まえて、貸付手続きを見直し、必要書類の削減を行った。具体的には、毎年10月に複数の貸付種別に手続きを行っていたところ、まとめて行うよう見直し、これにより、借入申込書、貸付決定通知書、金銭消費貸借証書等の書類数が削減され、基金協会及び基金の事務処理手続きの簡素化に繋がった(令和2年9月に貸付要領を改正)。</p> <p>○ 審査の迅速化に資するよう、大口保険引受案件の事前協議の要件について、令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす場合、また、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とし、農業者が必要</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>長期資金貸付の事務手続きを見直し、事務処理手続きの簡素化を図った。</p> <p>また、大口保険引受案件の事前協議について、事前協議の対象となる引受後保険価額残高の引上げや対象資金の見直しを行い、審査の迅速化等を図ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

<p>間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。</p> <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況</p>	<p>1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日）</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p>	<p>1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日）</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p>	<p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか</p>	<p>とする運転資金の融通の迅速化及び効率的かつメリハリのある事前協議を行うこととした。</p> <p>イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。</p> <p>○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。</p>
--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
林業信用保証業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1-2-(1)参照)	予 算 額 (千 円)	12,631,226	13,564,838	11,905,538		
(2) 適切な保証料率の設定	(第1-2-(2)参照)		7,369,787	9,141,894	6,780,393		
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	(第1-2-(3)参照)		1,061,724	1,316,065	1,173,205		
(4) 求償権の管理・回収の取組	(第1-2-(4)参照)		△408,383	△482,880	△581,920		
(5) 利用者のニーズの反映等	(第1-2-(5)参照)		485,402	1,316,105	1,175,101		
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	(第1-2-(6)参照)		※110	※108	※110		
(7) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-2-(7)参照)						
		経常費用(千円)					
		経常収支(千円)					
		行政コスト(注)(千円)					
		従事人員数(人) ※期首の全体数					

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1)参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5)参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6)参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7)参照)	第1-2-(1)～(7)を参照。	同左	同左	評定：B 7項目の小項目すべてについてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはB評価とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(1)	林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円	1,045件 316億72百万円	932件 293億53百万円			
保証引受件数のうち制度 資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円			令和2年度から、比率の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対 する普及推進・利用促進の 取組状況								
	関係団体、都道府県へ の制度説明回数	年17回以上 30回	41回	40回	19回			
	融資機関への訪問によ る制度普及回数	年70回以上 135回	112回	95回	(167回)			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 【指標】	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 【指標】	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき都道府県知事等の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績（96.8%×1,045件=1,012件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績（95.8%×40.8%=39.1%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、保証制度や制度資金について、林業・木材産業関係団体、都道府県、融資機関への説明を行った。 制度の普及促進・利用促進に当たっては、より効果の高い現地訪問を主体として計画していたが、コロナ禍により、令和2年度においては、現地林業・木材産業関係団体、都道府県、融資機関への訪問は見合わせ、 ・ 在京の中央団体への訪問による周知、現地団体又は都道府県主催会議への説明資料の配付や会議への現地林業信用保証相談員の説明員としての派遣等を行い、林業信用保証の普及に努めた。（19回） ・ 新たに引受を開始したコロナ関係保証等の効果的な利用が図られるよう、電話により融資機関に対し、制度の概要や手続の説明を行った。（167回） ・ コロナ関係保証や7月豪雨災に対応した災害復旧対策保証の情報が広く周知できるよう、林業・木材産業や金融関係の業界紙に広告を行っ	<自己評価> 評定：B コロナ禍において計画していた現地訪問が行えなくなったが、資料配付や電話等により関係団体等への林業信用保証制度の普及促進・利用促進に取り組んだ。 保証引受件数は指標値を下回ったが、コロナ禍の影響が大きいと考えられること、制度資金の比率は指標値を上回っている。 これらのことから、Bとする。

<p>○ 保証引受件数(直近5年の平均実績:1,260件)</p> <p>○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率(直近5年の平均実績:50%)</p> <p>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(制度説明回数等)</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。 	<p>○ 保証引受件数</p> <p>○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率</p> <p>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上 融資機関への訪問による制度普及回数 	<p>金)に係る保証利用を促進する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 保証引受件数:概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績</p> <p>○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率:概ね過去5年間の平均増減率 × 前年度実績</p> <p>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上 融資機関への訪問による制度普及回数:年70回以上 	<p>県への制度説明回数:年17回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資機関への訪問による制度普及回数:年70回以上 <p><評価の視点></p> <p>林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか</p>	<p>た。(19回)</p> <p>○ 令和2年度の保証引受は、932件(293億53百万円)となり、指標値(1,012件)の92.1%となった。引受件数、引受額の減はコロナ禍の影響によるものと考えられる。なお、コロナ関係の保証引受実績は90件となった。</p> <p>また、保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は39.7%となり、指標値(39.1%)の101.5%となった。</p>	<p><課題と対応></p> <p>-</p>
--	---	---	--	---	-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(2)	林業信用保証業務－適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	
制度資金（木材産業等高度化推進資金4倍協調等）	－	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	－	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準 	<p>(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。</p>	<p>(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 下記のとおり、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会における点検を行い、リスクを勘案し、より安定的に制度を実施できるよう、適切な水準の保証料率を検討した。</p> <p>i) 令和3年1月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務収支全体の均衡が図られていることから、取りあえず、現行の保証料率水準を維持する。 ただし、被保証者の財務状況等に応じた保証料率や制度資金の保証料率など個々には問題があるので、早急に見直しを検討する。 その際、制度及び運用の透明性を確保する観点から、必要なものは公表する。 <p>ii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和3年3月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は、信用基金ウェブサイト上で公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B 料率算定委員会において、業務収支や代位弁済の状況等を踏まえ、保証料率水準の点検を実施したこと、結果を踏まえ、必要な検討に取り組んでいることから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>

について不断の見直しを行うことが重要であるため。				/uneiiinkai-rin.html	
--------------------------	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	-	148,427	28,262	59,935	89,287			
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	-	1,670	158	316	487			
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%）</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> 代位弁済については、経済 	<p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下</p>	<p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間での財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議等は、360件中11件であった。（令和元年度361件中7件） ○ 融資機関との情報共有 保証審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質管理案件については管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。 ・ 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交えた事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のパンクミーティングは、コロナ禍により出席できなかったが、取扱融資機関を通じて、ミーティン 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>代位弁済率が抑制されるよう適正な審査及び適切な期中管理、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせに取り組んだほか、融資機関と適切に情報の共有を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

<p>情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>				<p>グ内容を十分把握するよう努めた（13件）。 （令和元年度9件） 融資機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 融資機関の責任を求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80%保証）や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進した。部分保証の引受実績は、316件、部分保証の案件の割合は 33.9%（令和元年度398件、38.1%）。 	
---	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	-	269	281	157	217			
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回			
弁済が滞っている先への催告回数	年2回以上	3回	2回	2回	2回			
債権回収業者との打合せ回数	年2回以上	2回	3回	3回	3回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に実行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等） 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に実行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 	<p>(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に実行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 <p><評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を2回（令和2年9月及び令和3年2月）開催した。回収が進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を2回・のべ12先（令和2年10月に10先、令和3年3月に2先）に送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを3回（令和2年5月、8月及び令和3年1月）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 上記のほか、保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続（5件）を実施した。 	<p><自己評価> 評定：B 求償権の回収向上に向けて着実に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> -</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回			
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	4回	5回	2回	6回			
相談窓口の開設回数	－	6回	8回	6回	7回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 制度の認知度や利用に関するニーズを把握するため、都道府県、林業・木材産業関係団体と連携して、林業・木材産業事業者へのアンケート調査を2回実施した。 ○ コロナ禍により、都道府県、現地林業・木材産業関係団体等への訪問は行えなかったが、在京の中央団体への訪問やウェブ会議により、コロナウイルス感染症の影響下での制度利用等について情報・意見交換を6回行った。 ○ アンケート調査や意見交換を通じて把握した意見を踏まえ、基金が行うコロナ関係保証等の支援策を広く知ってもらえるよう効果的な情報発信の手段や内容について検討を行った。 ○ 信用基金ウェブサイト等において、引き続き、出資に関する制度改正を周知し、払戻しの希望があった79者に対し、67百万円の払戻しを行った。 ○ 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知のため、林野庁主催の研修で制度説明を計画していたが、コロナ禍により出席は見合わせ、説明資料の配付を行った。（7回）さらに、経営管理実施権を設定した市町村に対し、資料を	<自己評価> 評定：B 林業・木材産業事業者への調査や林業・木材産業関係団体との情報・意見交換等を通じてニーズを把握するとともに、基金法改正に基づく出資持分の払戻し、森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知に取り組んだ。また、災害発生時等には相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> －

	<p>以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 		<p>送付し、制度周知に取り組んだ。(5回)(計12回)</p> <p>○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した(7回)。</p>	
--	---	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。 	<p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。</p> <p>このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。</p>	<p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証を効果的に実施するためのマニュアル整備に向け、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証の取組を更に進める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、創業初期の者を対象とした非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定を行い、令和2年7月より保証引受の試行を開始し、4件の引受けを行い、検証を行った。また、新分野進出の者を対象とした将来性評価については、マニュアル整備に向けた検討を引き続き行った。</p> <p>○ 将来性評価の導入に向けた検討状況については、令和2年10月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html</p>	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>創業初期の者については、非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定を行い、保証引受の試行を開始して検証の取組を進め、新分野進出者についても検討を進めたことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(7)	林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回	2回			
標準処理期間内の処理								
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%			
代位弁済	135日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%			
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
担当部署及び会計部署における点検実施件数	-	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確</p>	<p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性</p>	<p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見直しの実施状況</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数</p> <p><評価の視点></p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行わ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>○ 令和2年7月からの将来性評価の試行開始を受け、同保証利用者の貸倒実績等を他の保証利用者として管理することができるよう自己査定システムの改修を実施した。</p> <p>○ 令和2年8月27日に信用基金から都道府県あてに一斉送信したメールが、一部の県に送信されなかった。これは、メールフォームへのメールアドレスリストの転載時に、誤って一部アドレスを削除したが、転載後のアドレスリストを確認しておらず、送信先に漏れがあることに気がつかなかったためである。</p> <p>再発防止策として、一斉メール送信時は、メールフォームに転載したアドレスリストと送信先の照合等を複数名で行うこと、照合後は記録簿に記載し、課長が確認を行うこととした。</p> <p>イ 標準処理期間内の事務処理事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>ウ 保証料や貸付金の確実な徴収</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>業務処理方法の見直しを行い、業務の適正化を図った。</p> <p>このほか、全ての事務処理を標準処理期間中に処理できたことなど、概ね計画が達成されていることからBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

<p>実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めため、目標を 15 ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。</p> <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p> <p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況</p>	<p>を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日</p> <p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数</p>	<p>を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日</p> <p>ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数</p>	<p>れているか</p>	<p>○ 保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。</p> <p>○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。</p>	
---	--	--	--------------	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ								
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
漁業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-3-(1)参照)	予 算 額 （ 千 円）	21,135,435	16,486,441	20,501,229			
(2) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-3-(2)参照)		21,135,435	16,486,441	20,501,229			
(3) 求償権の管理・回収の取組	(第1-3-(3)参照)		21,135,435	16,486,441	20,501,229			
(4) 利用者のニーズの反映等	(第1-3-(4)参照)		21,135,435	16,486,441	20,501,229			
(5) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-3-(5)参照)		21,135,435	16,486,441	20,501,229			
			決 算 額 （ 千 円）	17,700,590	14,158,642	16,990,016		
			経 常 費 用 （ 千 円）	1,697,033	1,895,445	1,402,419		
		経 常 収 支 （ 千 円）	2,760,632	842,921	899,594			
		行 政 コ ス ト （ 注） （ 千 円）	△1,750,245	1,895,467	1,404,412			
		従 事 人 員 数 （ 人） ※期首の全体数	※110	※108	※110			

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-3-(1)参照) (2) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-3-(2)参照) (3) 求償権の管理・回収の取組 (第1-3-(3)参照) (4) 利用者のニーズの反映等 (第1-3-(4)参照) (5) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-3-(5)参照)	第1-3-(1)～(5)を参照。	同左	同左	評価：A 5項目の小項目のうち3項目についてAとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業経営改善促進資金								
	20トン以上	－	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	
	その他	－	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	
事業資金								
	20トン以上	－	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
	その他	－	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料は、保険事業を継続 	<p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか</p> <p>基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 保険収支は、交付金収入を含む保険収支では収支均衡。 令和2年度理論値保険料率は、遠洋・沖合漁業者向け（20トン以上の者）の近代化資金を除く各資金では、引き続き設定保険料率を上回っているが、元年度の理論値との比較では、概ね同水準。 漁業者の経営状況を考慮し、漁業者の負担が過度に大きくならないよう、国が政策的に保険料率の軽減を行い、それを踏まえた保険料率の設定を行ってきたところであるが、平成20年4月の改定以降、20トン未満の漁船漁業の経営状況（負担能力）が同水準。 また、料率区分についても検証を行ったところ、漁業者間の事故率は異なっており、保険料負担の公平性を確保する観点から、引き続き区分をしておくことが適当。 これらのことから、現行の設定保険料率を据置くことが適当。 ただし、資金等種類区分については、性格 	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>保険収支、漁業者の経営状況、漁業者間の事故率等を勘案して適切な保険料率を設定することに加え、基金協会からの要望を踏まえ、被災漁業者の漁業経営の再建を図るための資金について、新たに保険料率を5割～6割程度引き下げる災害特例料率を導入した。導入にあたっては、勘定ごとに中期目標期間中の業務収支の均衡を目指すこととされている中、先行して実施している農業保証保険業務の適用実績や漁業信用保険業務の業務収支の状況、国からの</p>

<p>的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。</p> <p>イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>				<p>に類似性がある資金を大括り化することなどが適当であり、今後基金協会及び主務省と協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、近年災害による影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会の一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の一部の支所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の引き下げを行っていることから、災害特例保険料率を設定することが必要。 <p>○ 上記の料率算定委員会の結果については、令和3年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html</p> <p>○ 以上の議論を経た災害特例料率の設定(通常保険料率から5割～6割程度引き下げ)に係る業務方法書の改正については、令和3年3月26日に主務省の認可を受けた。(令和3年4月1日より施行。)</p> <p>イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。</p>	<p>補てんがあることなどを踏まえた上で、漁業経営の改善に資する本見直しを積極的に行った。こうしたことからAとする。</p> <p><課題と対応> -</p>
---	--	--	--	---	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	383,754	76,797	150,921	244,015			
今期保険金支払額② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	2,482	－	47	268			
保険事故率(②÷①)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%			

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改正に伴う協議実績は無し（令和元年度無し） ・ 大口保険引受案件の事前協議 88 件の全件（令和元年度 66 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 16 件の全件（令和元年度 21 件） ・ 大口保険引受案件の事前協議について、業績見通し等の判断が非常に難しい環境となっていることから、基金協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能するかという観点から、 1. リスクが高いと思われる資金等に係る事前協議対象範囲の拡大 2. 相対的にリスクが低いと思われる資金にかかる事前協議対象範囲の緩和 3. 経営良好（直近3カ年収支平均が黒字であること、繰越欠損金がないこと）かつ総合償還計画が妥当と判断できる場合、これらの確認書類を報告することで事前協議に代えることができるとしている「大口事	<自己評価> 評定：A 保険事故率が抑制されるよう、漁業信用基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施したことに加え、直接的に保険事故等の抑制に繋がる新たな助成事業を創設したことから、Aとする。 <課題と対応> －

<p>毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%）</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下</p>	<p>検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。</p> <p>ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下</p>		<p>前協議の特例」について、上記条件に該当するか否かの確認の徹底を内容とする事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月から実施。</p> <p>イ 融資機関との適切なリスク分担</p> <p>○ 令和2年12月に業務運営の検証委員会を開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証を行い、以下の結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分保証やペナルティー方式については、金融機関と保証機関とのリスク分担の観点から有効。 ・ 基金協会独自で金融機関と責任分担が図られるよう取組を行っている事例もあるが、取組の拡大は基金協会独自で行うことは困難。 ・ このため、協会の責任分担制度導入の取組を無にすることのないよう、ふさわしい金融機関との責任分担のあり方について、基金協会とともに検討の上、主務省の協力を求めていくこととしたい。 <p>○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和3年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-gyo.html</p> <p>ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整</p> <p>○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。</p> <p>○ 求償権の回収促進のため求償権残高を有する（償却済み案件を除く）38協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。</p> <p>○ 令和2年度から最近の事故事例に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代位弁済（保険金支払）までの経緯、 2. 保証（保険）引受に問題がなかったか
---	---	---	--	--

				<p>3. 事故の予兆がなかったか</p> <p>4. 予兆に対して適切な措置はとられたか等について、振り返り（点検・検証）を行い、その上で、引受審査から期中管理の段階まで、今後の留意すべき事項を整理した事故事例を作成し、信用基金ホームページに新たに設置された関係者専用ホームページに掲載することにより、基金協会に提供した。</p> <p>○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう新たな助成事業を令和2年7月に新設した。漁業者・金融機関は沿岸部に所在しているが、基金協会は沿岸部から遠隔地に所在していることもあり、これまで面談等の取組が薄かったが、令和2年度から実施した新たな助成事業を活用して、保険事故率の低減に向けて、金融機関とともに延滞防止のための面談の取組強化が行われた。</p>	
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務-求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	-	770	678	596	656			
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回			
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等） 	<p>(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 	<p>(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に進行。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <p><評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収見込調査は2回実施した。 ○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した（個別協議実施率100%）。このうち、上半期の回収実績の進捗率が低い12基金協会・支所について、下半期に個別協議を実施した。 ○ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、基金協会における求償権の管理・回収の促進の取組をより効果的に支援できるよう助成事業の仕組みを見直し、令和2年度から実施した。このことにより、回収についての専門的知識を持った者を雇用するなどの取組が行われた。 ○ 令和2年度から、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、当基金のホームページに令和2年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金 	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>回収向上のため回収実績の進捗管理や協会との個別協議を着実に進めたことに加え、新たに協会の回収率の向上に繋がるよう回収事例の整理・提供（優良な回収事例の共有）を行ったこと、また、新たに助成事業を創設し、例えば、一部の協会では、信用基金からの助成金を活用して、回収についての専門的知識を持った者を雇用するなど、新たな求償権回収促進のための取組を行うことができたことから、Aとする。</p>

				協会に提供した。	<課題と対応> -
--	--	--	--	----------	--------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回	1回	1回			
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回	8回	22回			
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回	3回	1回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。</p> <p>【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）</p>	<p>(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上</p>	<p>(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上</p> <p><評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者へのアンケートによる意見募集を1回行った。利用者へのアンケートを踏まえ、ふさわしい金融機関との責任分担のあり方について、協会とともに検討の上、主務省の協力を求めていくこととし、検討を開始した。</p> <p>○ 基金協会の各地区ブロック会議等において意見交換を22回行った。また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問は行えなかったが、ウェブ会議による意見交換を1回行った。</p> <p>○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（7回）。</p>	<p><自己評価> 評価：B 利用者へのアンケートによりニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。また、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> －</p>

	上	上			
--	---	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	-	1回	1回	1回			
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
短期資金貸付審査	8日	-	100.0%	100.0%	100.0%			
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。</p>	<p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見</p>	<p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。</p> <p>ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <p>・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上</p> <p>・ 業務処理方法についての見</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <p>○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 <p>○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上</p> <p><評価の視点> 利用者の手続面での負</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月14日付け施行の信用基金から主務省に発出した文書について、開催日の曜日の誤記が発生した。これは、起案時に案文の修正漏れがあったが、決裁後の案文の本文に記載の誤りがあるはずがないとの思い込みにより、当該箇所の確認を怠ったためである。 再発防止策として、起案前の段階における文案作成時にチェックリストを作成し、上席者と読み合わせ照合を行い、照合後はサインを行うこととした。なお、チェックリストは起案に添付することとし、文書施行時においても、上席者とともにチェックリストに基づいて読み合わせを行うこととした。 <p>イ 標準処理期間内の事務処理事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。</p> <p>上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

<p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 <p>なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況 	<p>直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査</p> <p>漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 	<p>直しの実施状況</p> <p>イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。</p> <p>(ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日</p> <p>(イ) 保険金支払審査 25日</p> <p>(ウ) 納付回収金の収納 29日</p> <p>(エ) 貸付審査</p> <p>漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日</p> <p>ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。</p> <p>また、貸付金については、確実に回収する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 	<p>担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。 	
--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業保険関係業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照)		予算額(千円)	117,321,504	161,344,943	161,352,705		
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)		決算額(千円)	403,700	1,015,949	1,552,774		
		経常費用(千円)	14,187	14,585	12,903		
		経常収支(千円)	5,575	177	△617		
		行政コスト(注)(千円)	△5,549	14,630	14,381		
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110		

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-4-(1)参照) (2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 (第1-4-(2)参照)	第1-4-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：B 2項目の小項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況</p>	<p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p>	<p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上</p> <p><評価の視点></p> <p>利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実</p> <p>NOSA I イントラネットに、以下の情報を掲載した。</p> <p>① 農業保険関係業務の概要（令和2年度版）</p> <p>② 農業共済組合等の財務状況調査結果</p> <p>③ 貸付金利の変更（17回）</p> <p>○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。</p> <p>○ NOSA I イントラネットを活用して、利用者から意見募集を行った。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p> <p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p> <p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進</p> <p>○ N O S A イントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。</p> <p>○ 共済団体に対し、集中豪雨により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付けを2回行った。</p> <p>いずれの貸付けについても、</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由を内容とする調書を徴求した。 <p>○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>イ 適切な水準の貸付金利の設定</p> <p>○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み期間に相当する全銀協日本円T I B O R レートに、一定の率を上乗せ）とし、0.217%の水準に設定した。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収</p> <p>○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおりに全額回収した。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ							
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業災害補償関係業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-5-(1)参照)		予算額(千円)	28,431,756	28,428,508	28,440,045		
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1-5-(2)参照)		決算額(千円)	14,149	17,120	15,528,058		
		経常費用(千円)	9,703	15,988	20,295		
		経常収支(千円)	△3,820	△9,952	△9,923		
		行政コスト(注)(千円)	2,630	15,992	20,417		
		従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110		

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1-5-(1)参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1-5-(2)参照)	第1-5-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：A 2項目のうち1項目についてA、その他の項目をBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務-漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	-	1回	2回	2回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況 	<p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 	<p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <p><評価の視点></p> <p>利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 <p>令和2年6月及び令和3年1月に当基金のホームページに掲載しているリーフレットを更新。利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて当基金のホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。</p> <p>また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会を利用して各県域における漁業の被害状況等について意見交換を行い、業務運営の参考とした。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>利用者等の立場に立って、自ら情報提供の充実を図ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務-共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	-	-	-	-	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p> <p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。</p> <p>その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。</p> <p>イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。</p> <p>○ 貸付日から償還期間までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表されている直近の当該期間に相当する全銀協日本円 TIBOR レートに 0.15% 上乗せした利率を適用。</p> <p>○ 令和2年度から借入を行った上で漁済連への貸付けを行う必要が生じたこともあり、貸付金利について調達コスト等を考慮した適切な水準の見直しを行い、令和3年4月1日より、全銀協日本円 TIBOR レートに上乗せする利率を 0.35% とした。</p> <p>○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。</p>	<p><自己評価> 評価：A (考え方は下記のとおり。)</p> <p><課題と対応> -</p>
				<p><自己評価の考え方></p> <p>漁業収入安定対策事業の実施等により中小漁業者の漁業共済への加入が進む中、令和2年度においては不漁及び新型コロナウイルス感染拡大による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標や中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払が生じることとなった。この結果、国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じたため、信用基金として漁業共済制度の円滑な実施のために、漁業共済団体に対する共済金・再共済金の支払原資として多額の</p>	

			<p>貸付（令和2年度保険金予算額45億円に対し、146億円の保険金が発生した結果、令和2年度末において101億円の貸付実績）を行った。その際、貸付原資の不足を補うため、漁済連との事前協議によって共済支払見込額を適切に把握しつつ、民間金融機関から当該月の貸付必要額に相当する金額を適時に調達することにより対応した。</p> <p>上記のとおり、令和2年度においては、年度計画に定めた標準処理期間内の貸付業務処理、調達コスト等を考慮した金利水準の見直し及び貸付金の回収を着実に実施するなかで、想定を大きく超える貸付を行い、また、その財源を外部からも円滑に確保しつつ、貸付業務を実施することにより、漁業共済制度の円滑な実施に想定を上回る貢献をしたことからAとする。</p>
--	--	--	--

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	-	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513			
うち保険金（農業）	-	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001			
保証保険事業助成金（農業）	-	28	28	28	28	279			令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	-	1,200	673	525	642	419			
求償権回収事業委託費（林業）	-	20	14	10	7	26			
保険金（漁業）	-	2,358	1,363	1,147	1,336	692			
保証保険事業助成金（漁業）	-	14	14	15	14	96			令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			-	-	-	-	5%	
29年度予算に対する削減率（実績値）	-	-	-	61.0%	57.5%	66.8%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。 <想定される外部要因></p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）を削減する。</p>	<p><主な定量的指標> ○ 事業費削減率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 事業費の削減が図られているか</p>	<p><主要な業務実績> ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の令和2年度支出実績は35億13百万円であり、事業費トータルでみて平成29年度予算対比で66.8%の削減であった。</p> <p>○ 農業・漁業の基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだこと（第1-1-(3)、第1-2-(3)及び第</p>	<p><自己評価> 評定：B 信用基金として、適正な引受審査の実施等を通じて、保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだものの、保険金支払ないしは代位弁済費の支出は、経済情勢</p>

<p>・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>				<p>1-3-(2)を参照)、また、引受残高が減少基調にある中で、事業費の大宗を占める保険金支払及び代位弁済費の支出が減少したことにより、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。</p>	<p>や国の政策的対応など他の要因もあることから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>
---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）(百万円)		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813			
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556			
一般管理費（削減対象）（A-B）		412	292	345	329	257			
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上削減			-	-	-	-	20%	
29年度予算に対する削減率	-	-	-	16.3%	20.2%	37.5%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。</p> <p>ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>イ 業務実施方法を見直す。</p>	<p>2 経費支出の抑制</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p>	<p>2 経費支出の抑制</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）を抑制する。</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 一般管理費削減率</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>一般管理費の削減に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 経費支出の抑制に向けた取組</p> <p>○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員専用掲示板において周知した。 物品調達等に係る少額随意契約について、従来の見積り合わせに比べ競争原理が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を平成30年4月より実施し、支出の抑制に努めた。 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 <p>○ 一般管理費（人件費等削減対象外とされている経費は含まない。）の令和2年度支出実績は</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>経費支出の抑制に向けて、着実な取組を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

<p>ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p>	<p>執行状況の期中管理を徹底する。</p>		<p>2億57百万円で、平成29年度予算対比で37.5%の削減であった。</p> <p>(2) 人件費の効率化 第4-2を参照。</p>	
--	---------------------------------------	------------------------	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ															
評価対象となる指標		指標	（参考） 平成 29 年度 （2017 年度）		30 年度 （2018 年度）		令和元年度 （2019 年度）		2 年度 （2020 年度）		3 年度 （2021 年度）		4 年度 （2022 年度）		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	—	8 件	73%	17 件	77%	22 件	76%	19 件	76%					
	金額（百万円）	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%					
随意契約	件数	—	3 件	27%	5 件	23%	7 件	24%	6 件	24%					
	金額（百万円）	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%					
合計	件数	—	11 件	100%	22 件	100%	29 件	100%	25 件	100%					
	金額（百万円）	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契</p>	<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契</p>	<p>3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和 2 年 7 月に策定した令和 2 年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1 者応札・1 者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和 2 年度の一般競争入札等は 19 件、3 億 28 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 76%、金額で 75%であった。 なお、1 者応札・1 者応募となった入札は、1 件（元年度 7 件）であった。 また、随意契約は 6 件、1 億 12 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 24%、金額で 25%であった。 イ 令和 2 年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1 者応札・1 者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html</p>	<p><自己評価> 評価：B 調達等合理化計画及び調達に係る推進体制の整備について、着実に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> —</p>

<p>約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和2年度調達等合理化計画（案）、令和元年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、令和2年5月に開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。</p> <p>イ 総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、令和2年5月開催の契約監視委員会において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p> <p>その際示された、</p> <p>① システム保守の更新時期は事前に把握できるため、公告から入札までだけでなく、開札から実際の保守開始時期についても余裕をもった日程を組むように配慮する必要がある。</p> <p>② 2者若しくは少数の業者が交互に契約するようなことを防止するように管理はされているか。</p> <p>との意見について、入札公告前に、①余裕をもった調達日程となっているか、②広く声かけを実施したかを総務課で確認するとともに、予定されている契約の名称・公告掲載時期等を信用基金ウェブサイトにて事前公表することで対応した。</p> <p>○予定されている契約の事前公表について https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html</p> <p>ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成30年1月31日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。</p> <p>エ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和3年3月に「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務経理部総務課における点検について」の改正（総務課は、</p>	
--	--	---	--	---	--

				入札公告及び入札説明書に、入札手続の過程において1者応札・1者応募となることが判明した場合、同手続きを中断し、再公告を実施する旨を明記するよう指示する等)を行った。	
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p>	<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p>	<p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子決裁については令和2年4月より役員決裁案件も対象に導入し、7月からは原則電子決裁によることとした。 <ul style="list-style-type: none"> また、8月からは公印押印の省略及びメール施行を全面的に行うこととし、昨年から取り組んでいる内部会議へのPC持込み等とあわせ一層のペーパーレス化を推進した。（対前年度比で紙の使用量 31 万枚、47 万円の削減） ・ 新型コロナウイルス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に実施するため、テレワークシステムを導入し実施した。また、ウェブ会議サービス（Cisco Webex Meetings）を導入し、利用を開始した。 ・ その他、新たな財務会計システムを導入する等、各種の情報システムの整備を進めた。 	<p><自己評価></p> <p>評定： B</p> <p>電子決裁や公印省略・メール施行によるペーパーレスの推進、テレワークやウェブ会議の導入など、業務の電子化に向けての取組を進めたことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A-B)		3,431	2,878	3,030	2,519			
収益合計(A)		5,722	5,272	5,494	4,532			
	政府事業交付金収入	54	37	49	11			
	事業収入	5,669	5,235	5,445	4,521			
	┆ 保険料収入	2,947	2,840	2,764	2,610			
	┆ 回収金収入	2,722	2,395	2,681	1,911			
費用合計(B)		2,291	2,394	2,464	2,014			
	政府事業交付金繰入	-	-	-	12			
	事業費	2,291	2,394	2,464	2,001			
	┆ 保険金	2,291	2,394	2,464	2,001			
林業信用保証業務								
業務収支(百万円) (A-B)		64	48	16	177			
収益合計(A)		737	574	659	595			
	政府事業交付金収入	175	13	192	78			
	事業収入	562	561	467	518			
	┆ 保証料収入	293	279	309	301			
	┆ 求償権回収収入	269	281	157	217			
費用合計(B)		673	525	642	419			
	事業費	673	525	642	419			
	┆ 代位弁済費	673	525	642	419			
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A-B)		1,161	1,367	731	1,297			
収益合計(A)		2,524	2,514	2,067	1,989			
	政府事業交付金収入	960	1,096	757	608			
	事業収入	1,564	1,418	1,310	1,381			
	┆ 保険料収入	793	736	710	725			
	┆ 回収金収入	772	683	600	656			
費用合計(B)		1,363	1,147	1,336	692			
	事業費	1,363	1,147	1,336	692			
	┆ 保険金	1,363	1,147	1,336	692			

(注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p> <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。</p> <p>このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも令和2年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。</p> <p>(農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和2年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>(林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1-2-(3)の代位弁済率の低減に向けた取組及び第1-2-(4)の求償権の回収等の取組により、代位弁済が抑制されたことから、令和2年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>(漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、令和2年度の業務収支は黒字となった。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194	24,252	23,360			
支出合計		21,513	21,652	21,755	21,564			
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789	7,899	9,068			
支出合計		8,127	7,370	9,142	6,780			
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485	14,996	19,068			
支出合計		14,175	17,701	14,159	16,990			
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385	1,346	1,553			
支出合計		313	404	1,016	1,553			
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6	6	10,582			
支出合計		19	14	17	15,528			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> ○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。 ○ 予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 保険金支払額及び基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 (林業信用保証勘定) 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。	<自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> -

				<p>(漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>(農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 令和2年度においては、農業保険関係勘定で集中豪雨による貸付け、漁業災害補償関係勘定で不漁等による貸付けがあったが、当初の見込みを下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 責任準備金の計算方法の変更に伴い、責任準備金繰入額が増加したこと等により、30億80百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(林業信用保証勘定) 引当率の増加に伴い、2億82百万円の保証債務損失引当金が生じたこと等により、5億82百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入より保険金の支払いが少なかったこと等により、9億円の当期総利益を計上した。</p> <p>(農業保険関係勘定) 有価証券売却損が生じたこと等により、617千円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(漁業災害補償関係勘定) 貸付による事業収入が増加したが、一般管理費</p>	
--	--	--	--	--	--

				も増加したこと等により、10 百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。	
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	<主要な業務実績> ○ 令和2年8月に、勘定区分に応じた令和元年度財務諸表（8月31日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 ・ 財務諸表のデータ ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・ 主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	<自己評価> 評定：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> -

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	<p>5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。</p>	<p>5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか</p>	<p><主要な業務実績> (農業保険関係業務)</p> <p>○ 農業共済団体に対する貸付原資とするため、令和2年6月に1件50百万円の短期借入を行った。令和2年度の借入金額は50百万円で、中期計画に定める限度額(782億円)の範囲内であった。 なお、同月に全額を償還したことから、令和3年3月末の借入残高はない。</p> <p>○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。</p> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和3年2月に1件28億円、令和3年3月に1件24億円の短期借入を行った。令和2年度の最大借入残高は52億円で、中期計画に定める限度額(110億円)の範囲内であった。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和3年3月末に全額借り換えを行ったことから、令和3年3月末の借入残高は52億円。</p> <p>○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。</p>	<p><自己評価> 評価：B 中期計画に定める限度額の範囲内で短期借入を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応> -</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	<p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。</p> <p>また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、令和2年度中に漁業信用基金協会に払い戻す。</p>	<p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円のうち50億617万6千円について、本年度中に国庫に納付する。</p> <p>また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、本年度中に漁業信用基金協会に払い戻す。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円のうち50億617万6千円について令和2年10月29日国庫に納付した。</p> <p>また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円について、令和2年9月10日に漁業信用基金協会に払い戻しを行った。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>中期計画及び年度計画に定められたとおり、漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けに係る出資金の不要財産を国庫納付及び漁業信用基金協会に対し返還したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	7-6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	7-6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計 画で定めた使途に使用 されているか	<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績な し)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	第4 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113名	113名	113名	113名	113名			
実員（期初。再雇用を含む。）	-	108名	110名	108名	110名			期初は、各年度の4月1日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	-	99名 (106名)	101名 (105名)	97名 (102名)	102名 (108名)			期末は、各年度の3月31日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>1 職員の人事</p> <p>(1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。</p> <p>(2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p> <p>(3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数を上回らないようにする。</p> <p>(2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、令和3年3月31日の常勤職員数が平成30年4月1日の常勤職員数（113名）を上回らないようにする。</p> <p>(2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年</p>	<p><主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。 令和2年度には7名を新規採用し、この結果、令和2年4月1日時点で110名、令和3年3月31日時点で102名（令和3年3月末の退職者を含めると108名）となった。</p> <p>(2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正した。 ○ 給与水準について、令和2年度の対国家公務員地域・学歴別指数は101.4であった。 信用基金は、これまで特別都市手当（国の地域手当に相当）の引上げの抑制（平成18年度以降の引上げ率は、国の引上げ率に比べ抑制）や、管理職割合の引下げ等の措置により、給与抑制の努力をしてきた。 一方、国との人事交流などによる影響のほか、令和2年度の年齢構成について、令和元年度と比較すると、全職員数に占める52歳以上（信用基金の給与水準が国対比で最も高い年齢帯）の割合が13ポイント増（18.6%→31.6%）となっていることに加え、管理職割合も8.2%</p>	<p><自己評価> 評定：B 新卒及び銀行経験者等を採用し定員の範囲内で人材の確保を行った。また、人事評価の適正化、研修の確実な実施及びフォローアップを行い、人材の養成に取り組んだ。 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数が100を上回ったものの、給与水準の抑制策の実施に努めており、国との人事交流等による影響もあることから、Bとする。</p> <p><課題と対応> 今後は、給与水準の抑制のため、これまで実施してきた対応策に加え、具体的</p>

<p>イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (参考) 期中の件費総額(見込み) 5,569 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>度 100 を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価及び期首・期末の面談を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮しつつ横断的な人事管理を行う。 研修制度については、若手職員の能力と意欲の増進に資するよう、内容を体系的に見直し、その充実を図るとともに、引き続き、専門性の高い人材の早期育成を図るよう実施する。</p>		<p>ポイント増(28.6%→36.8%)となったことが対国家公務員地域・学歴別指数が100を上回った要因として考えられる。 このため、対国家公務員地域・学歴別指数の増加は、ある程度予想できたが、その時点では、国の指数が不明であるため、100を超過するかは見込めなかったところであり、信用基金の努力には限界があった。 (3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末面談を行った。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を改正し、評価基準が曖昧な総合評価を廃止し、能力評価、業績評価による絶対評価の徹底を図るとともに、勤勉手当、昇給等の処遇への反映を明確化した。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用した。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。 ○ 新規職員の採用について、新卒のほか、銀行等の社会人経験者を採用し、多様な人材を確保した。 イ 人材の養成 ○ 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務及び研修により能力向上を図るとともに、人事評価結果等により適性を見極め、適材適所の配置を行った。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、専門知識を有する人材の育成に取り組んだ。</p>	<p>な措置を講ずることとする。</p>
--	--	---	--	---	----------------------

				<p>○ 令和2年度に、以下のとおり大幅に見直した研修計画に基づき研修を実施するとともに、研修内容の振り返りや改善点に関するフォローアップを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のステージ（新人、若手、中堅、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修の構築 ・ 若手職員に対する研修の充実 	
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> 農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上してある前中期目標期間繰越積立金は、農業信用保険勘定における当期純損失 30 億 80 百万円、林業信用保証勘定における同損失 5 億 82 百万円、農業保険関係勘定における同損失 617 千円及び漁業災害補償関係勘定における同損失 10 百万円の補てんに充てた。 なお、漁業信用保険勘定に計上の同積立金は、同勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩を行っていない。	<自己評価> 評価：B 前中期目標期間繰越積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。 <課題と対応> -

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(1)	ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>2 ガバナンスの高度化</p> <p>(1) 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p> <p>(2) 内部統制機能の強化 ア 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。</p> <p>イ 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。</p> <p>ウ リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。</p> <p>エ コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員</p>	<p>4 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p> <p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。</p> <p>(イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。</p> <p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。</p> <p>(イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 運営委員会</p> <p>○ 令和2年10月に開催した運営委員会において、前年度の業務実績評価書、決算等について報告を行った。また、令和3年2月から3月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更及び令和3年度年度計画について審議を行った。</p> <p>○ 運営委員会において、法定議決事項の審議に加え、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果の報告や、新型コロナウイルス感染症の影響について情報提供を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう取り組んだ。</p> <p>○ 令和3年2月の運営委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大に係る令和3年1月7日の緊急事態宣言の再発令等を受け、ウェブ会議形式による開催とした。</p> <p>イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会</p> <p>○ 役員会を11回開催した。役員会においては、各業務実績の報告を受けて年度計画の進捗管理を行うほか、業務方法書の変更や運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。</p> <p>○ 令和2年4月、10月、12月及び令和3年1</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>運営委員会について、各業務の重要課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質のある議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるよう取り組んだ。</p> <p>また、役員会や内部統制委員会の開催、監査の実施等を通じて内部統制の強化に取り組んだ。</p> <p>これらのことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>-</p>

<p>会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に著実に取り組む。</p> <p>オ 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。</p> <p>カ 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に著実に取り組む。</p> <p>(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。</p> <p>(カ) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に著実に取り組む。</p> <p>(オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。</p> <p>(カ) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>		<p>月に理事長が示したメッセージ（「令和2年度の開始に当たって」、「令和2年度下半期に向けて」、「年末のあいさつ」及び「新年のあいさつ」）を役職員専用情報サイトに掲載して、役職員に周知した。</p> <p>(イ) 内部統制委員会 ○ 四半期ごとに内部統制委員会を開催し、各種委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。</p> <p>○ 内部統制委員会における事故報告を受け、事故発生の防止について全職員に向けて周知徹底を図った。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会 ○ 令和2年8月及び令和3年2月にリスク管理委員会を開催し、リスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告した。</p> <p>○ 令和3年2月のリスク管理委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大に係る令和3年1月7日の緊急事態宣言の再発令等を受け、書面開催とした。</p> <p>(エ) コンプライアンス推進のための取組 ○ 役職員を対象としたコンプライアンス研修のほか、従来のコンプライアンス・チェックが一層効果的なものとなるよう、令和元年度よりコンプライアンス理解度テストとして実施方法を変更したほか、コンプライアンス・マニュアルやQ&Aの見直し等を行った。</p> <p>○ 令和3年3月に、コンプライアンス委員会を（書面にて）開催し、令和3年度のコンプライアンス・マニュアルの策定やコンプライアンス理解度テストの実施結果概要報告等について審議を行った。</p> <p>(オ) 事務リスク自主点検の実施 ○ 令和2年8月の業務改善委員会で実施の方法について審議をした上で、令和2年9月に事務リスク自主点検を実施し、過去の内部監査等による指摘事項等を踏まえ、事務ミスの有無について確認を行った。</p>	
--	---	---	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度内に発生した事故について、理事長に対して速やかに報告をするとともに、再発防止策等を検討した。その後、四半期ごとの内部統制委員会に報告を行った。 ○ 事故発生・対応状況及び再発防止の取組について、内部監査等により随時確認を行った。 ○ 令和2年7月、8月、9月、11月、令和3年2月及び3月に開催した業務改善委員会において、業務改善提案のべ4件の審議と事務リスク自主点検の点検結果報告を行った。 <p>(カ) 監査を通じた適切かつ健全な業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「内部監査規程」に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従い内部監査を実施した。なお、監査着手前には、実施方針についての相談を、監査結果については、随時の報告をそれぞれ理事長に行った。 ○ 監事監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度監事監査計画に基づき、監事監査を実施した。 ○ 会計監査人による監査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月、令和3年2月～3月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。 	
--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(2)	情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、平成29年度に設置したCISOアドバイザーの専門的な知見の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するため、以下の事項を実施した。 ・ 情報システムへの不正なアクセスを防止するためのセキュリティ機器の導入を、令和2年5月に完了し、9月から稼働を開始した。 ・ 主務省やNISCから提供される情報セキュリティ対策に関する情報等を、役職員に周知・注意喚起を行うことで脅威に対するセキュリティ意識の向上に取り組んだ。 ・ オンラインによるNISC主催の情報セキュリティ対策のための統一基準群に関する勉強会及び主務省主催のCSIRTを対象とした情報セキュリティの騎乗訓練に参加し、セキュリティ対策に対する知識の向上に取り組んだ。 ・ CISOアドバイザーの助言を踏まえ、整備した「情報システム台帳」と「情報資産管理台帳」を、機器更新等の都度適切に更新し、情報資産毎のリスク分析を実施し、適切に情報セキュリティ対策の推進を図った。	<自己評価> 評定：B 情報セキュリティの強化のためのセキュリティ機器の配備を完了し、不正な通信等の監視を開始した。また、CISOアドバイザーの助言を踏まえ整備した「情報システム台帳」「情報資産管理台帳」の内容を適切に更新することで、適切な情報セキュリティ対策の推進を図った。これらのことから、Bとする。 <課題と対応> -

1. 令和2事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	1,169	3,408	32	0	376	1,676	761	1,732	-	-	-	-
民間出資金	80	72	-	-	80	72	0	-	-	-	-	-
事業収入	152,819	49,009	25,475	23,101	10,398	7,130	19,287	17,113	80,437	1,489	17,222	175
運用収入	653	659	255	256	166	178	212	206	14	14	6	6
借入金	90,604	10,450	-	-	-	-	-	-	79,399	50	11,205	10,400
その他の収入	4	33	3	3	1	13	0	17	-	0	0	1
合 計	245,329	63,630	25,765	23,360	11,022	9,068	20,260	19,068	159,850	1,553	28,433	10,582

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
運営経費	政府出資金	5,006	5,006	-	-	-	-	5,006	5,006	-	-	-	-
	民間出資金	440	408	-	-	100	67	340	340	-	-	-	-
	事業費	240,614	55,188	25,341	20,840	10,950	6,052	14,587	11,247	161,325	1,539	28,411	15,510
	一般管理費	2,560	1,813	1,081	724	855	661	568	397	28	14	29	18
	直接業務費	404	85	192	58	136	13	71	14	4	0	1	0
	管理業務費	797	535	365	214	245	189	164	122	13	4	10	6
	人件費	1,359	1,193	523	451	475	460	333	262	10	9	18	12
合 計	248,621	62,415	26,421	21,564	11,906	6,780	20,501	16,990	161,353	1,553	28,440	15,528	

2. 令和2事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常収益	政府事業交付金収入	954	749	88	11	324	130	543	608	-	-	-	-
	事業収入	6,566	6,189	4,913	4,506	315	296	1,262	1,382	53	0	22	5
	財務収益	618	625	245	246	155	166	199	194	14	14	6	6
	引当金等戻入	65	301	-	181	65	-	-	120	-	-	-	-
	雑益	4	4	3	3	1	1	0	0	-	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	3,673	-	3,080	-	582	-	-	-	1	-	10	
当期総損失	1,732	-	689	-	588	-	456	-	-	-	3	-	
合計	9,940	11,541	5,938	8,027	1,448	1,175	2,459	2,304	67	14	31	20	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常費用	政府事業交付金繰入	-	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	
	事業費	6,704	3,322	4,779	2,281	31	77	1,894	964	0	-	0	-
	一般管理費	2,565	1,645	1,110	678	851	564	551	372	28	13	25	19
	直接業務費	395	67	192	44	134	10	64	12	4	0	1	0
	管理業務費	804	420	376	171	244	146	161	94	13	3	10	5
	人件費	1,366	1,159	542	462	473	407	326	266	11	9	14	15
	減価償却費	79	104	49	58	14	23	15	22	0	0	0	0
	財務費用	41	1	-	-	0	0	-	-	35	0	6	1
	引当金等繰入	551	5,549	-	4,996	551	510	-	44	-	-	-	-
	雑損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	7	-	2	-	2	-	2	-	1	-	0	
固定資産除却損	-	2	-	1	-	1	-	1	-	0	-	0	
減損損失	-	3	-	1	-	1	-	1	-	0	-	0	
有価証券売却損	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
当期総利益	-	900	-	-	-	-	-	900	4	-	-	-	
合計	9,940	11,541	5,938	8,027	1,448	1,175	2,459	2,304	67	14	31	20	

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 令和2事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	154,648	53,091	25,774	23,368	10,942	8,988	20,254	19,051	80,451	1,503	17,228	181
投資活動による収入	11	20	2	2	1	11	8	7	-	0	-	1
財務活動による収入	90,684	10,533	-	-	80	72	0	11	79,399	50	11,205	10,400
前年度からの繰越金	159,902	163,622	57,398	60,828	39,507	39,769	53,396	53,186	3,618	3,854	5,982	5,985
合 計	405,245	227,266	83,174	84,198	50,531	48,839	73,657	72,255	163,468	5,407	34,415	16,567

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	152,576	51,956	26,427	21,844	11,806	6,669	15,154	11,614	81,953	1,502	17,235	10,327
投資活動による支出	5	122	3	47	1	42	1	30	0	1	0	1
財務活動による支出	96,050	10,666	-	-	100	70	5,346	5,346	79,399	50	11,205	5,200
翌年度への繰越金	156,614	164,522	56,744	62,307	38,625	42,057	53,155	55,264	2,115	3,854	5,975	1,039
合 計	405,245	227,266	83,174	84,198	50,531	48,839	73,657	72,255	163,468	5,407	34,415	16,567

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

令和2年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	901	697	88	11	271	78	543	608	-	-	-	-
事業収入	6,777	6,420	4,911	4,521	553	518	1,241	1,381	49	0	22	-
保険料収入	3,331	3,335	2,652	2,610	-	-	679	725	-	-	-	-
回収金収入	2,822	2,567	2,259	1,911	-	-	563	656	-	-	-	-
返還保険金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	298	301	-	-	298	301	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	256	217	-	-	256	217	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	71	0	-	-	-	-	-	-	49	0	22	-
収益合計	7,678	7,117	4,999	4,532	824	595	1,784	1,989	49	0	22	-
政府事業交付金繰入	-	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-
事業費	7,092	3,260	4,479	2,002	806	419	1,807	839	-	-	-	-
保険金	6,132	2,693	4,479	2,001	-	-	1,653	692	-	-	-	-
保険料払戻金	27	34	-	1	-	-	27	34	-	-	-	-
回収金払戻金	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
代位弁済費	806	419	-	-	806	419	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	127	114	-	-	-	-	127	114	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	41	1	-	-	-	-	-	-	35	0	6	1
費用合計	7,133	3,273	4,479	2,014	806	419	1,807	839	35	0	6	1
収 支 差	545	3,844	520	2,518	18	177	△23	1,150	14	0	16	△1